

豊田工業高等専門学校学生会執行部委員会に関する細則

制 定 昭和54年4月1日

全部改正 平成27年4月1日

第1条 豊田工業高等専門学校学生会会則第30条の規定に基づき、この細則を定める。

第2条 会長は、執行部が豊田工業高等専門学校学生会会則第27条に掲げる事項を執行する際に必要な機関を委員会として設立し、職務を委託することができる。

第3条 執行部の下に、次の常設委員会を置き、それぞれ関係事項を取り扱う。

体育	学生会の体育活動に関する事項
こうよう祭実行	こうよう祭に関する事項
緑化	学校内の緑化活動に関する事項

第4条 どの常設委員会にも属さない事項が生じた場合、会長は執行部会の議を経て臨時委員会を設置することができる。ただし、臨時委員会を設置したときは設置から10日以内に会員に告示しなければならない。

第5条 各委員会は、会長がこれを総轄する。

第6条 各委員会はすべての会員より公募し、又は各学級より選出される委員により構成される。

2 常設委員会の活動期間は委員長の裁量によるものとする。ただし、最長で設立日から1年を限度とする。

3 臨時委員会の設置期間はその都度定める。

第7条 各委員会に委員長を置く。委員長は会員中より会長、又は前任の委員長が選出し、会長が任命する。

2 学生会予算を執行する委員会については、委員会に会計を置く。会計は会員中より会長、又は前任の委員長が選出し、会長が任命する。

3 委員長及び会計は役員から選出することはできない。

第8条 各委員会の委員長は、会長からの要請があったとき、執行部会に出席しなければならない。

第9条 各委員会の構成人数は委員長の裁量により決定することができる。

2 委員を各学級より選出する場合、委員長は必要とする選出人数を前年度の学生委員会に申告し、承認を得なければならない。

第10条 各委員会の委員長は、必要に応じて委員会内に役職を設け、業務を分割処理することができる。

2 各委員会の委員長は、前項に設けた役職を委員中より選出し、これを任命することができる。

第11条 各委員長、会計及び委員の任期は委員会の活動期間に準ずる。

附 則

この細則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則

1 豊田工業高等専門学校学生会実行委員会に関する細則（昭和54年4月1日施行）の全部を改正する。

2 この細則は、平成27年4月1日から施行する。